

平成26年 No.12

○東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

改正理由

新規採用教員の授業担当に関わる，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 3 月26日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年 3 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成26年規程第10号

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由： 新規採用教員の授業担当に関わる，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																												
〔省略〕 第18条 教室構成員は，課程共通科目，専攻必修科目及び専攻選択科目Aの授業科目を担当する。 2 前項の規程にかかわらず，別表第4の関連分野名の左欄に記載された関連分野は，構成分野に準ずる責任を負って授業を担当する。 〔省略〕 別表第4 関連分野一覧 教養系 <table><tr><th rowspan="2">教 室 名</th><th colspan="2">関 連 分 野 名</th></tr><tr><th>左 欄</th><th>右 欄</th></tr><tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr><tr><td>文化財科学</td><td>美術，<u>歴史学</u></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr></table> <u>附 則</u> <u>この規程は，平成26年4月1日から施行する。</u>	教 室 名	関 連 分 野 名		左 欄	右 欄	〔省略〕			文化財科学	美術， <u>歴史学</u>		〔省略〕			〔省略〕 第18条 教室構成員は，課程共通科目，専攻必修科目及び専攻選択科目Aの授業科目を担当する。 2 前項の規定にかかわらず，別表第4の関連分野名の左欄に記載された関連分野は，構成分野に準ずる責任を負って授業を担当する。 〔省略〕 別表第4 関連分野一覧 教養系 <table><tr><th rowspan="2">教 室 名</th><th colspan="2">関 連 分 野 名</th></tr><tr><th>左 欄</th><th>右 欄</th></tr><tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr><tr><td>文化財科学</td><td>美術</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr></table>	教 室 名	関 連 分 野 名		左 欄	右 欄	〔省略〕			文化財科学	美術		〔省略〕		
教 室 名		関 連 分 野 名																											
	左 欄	右 欄																											
〔省略〕																													
文化財科学	美術， <u>歴史学</u>																												
〔省略〕																													
教 室 名	関 連 分 野 名																												
	左 欄	右 欄																											
〔省略〕																													
文化財科学	美術																												
〔省略〕																													